## 政令第二百七十七号

特定機器に 【係る適~ 合性 評価手続 の結果の外国 『と の 相 互承認の 実施 に関する法律 施行 令 の 一 部を改 す

## る政令

内 閣 は、 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)の一部の施行に伴い、 特

定機器に係る適合性評価手続 の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)

第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定 機器 に係 る適 合性 評 価 手続  $\mathcal{O}$ 結果  $\mathcal{O}$ 外国 との 相 互承認 の実施に関する法律施 行令 (平成十三年政令第

三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第七 条 の表第六十九条第一 項 の項中 「第六十九条第一項」を 「第六十八条の二」 に、 (第五 十五条第

項」を 「端末機器 (第五十五条第一項」 に改め、 「除く」の下に「。 以 下 「適合表示端末機器」 という」 を

加え、 「であつて」を 「端末機器であつて」に、 「場合及び」 を 「場合並びに」に改め、 「以外の もの 0

下に「(以下「適合表示端末機器」という。)」を加える。

## 附 則

六年九月一日)から施行する。

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十

理由

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、 所要の規定の整備を行う必要があるからであ